

横手市農業委員会

令和3年度 第5回

農業委員会総会議事録

令和3年7月15日

令和3年度 第5回横手市農業委員会総会議事録

令和3年7月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市条里南庁舎に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について
4. 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第22号 農用地利用集積計画審議について
6. 議案第23号 非農地証明願いの証明申請について
7. 報告第5号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1		欠	13	高瀬俊作	出
2	木村由美子	出	14	伊藤亨	出
3	菅原一太郎	出	15	高橋尚也	出
4	佐藤仁	出	16	佐藤省美	出
5	堀江一彦	出	17	佐々木由紀子	出
6	佐藤勇	出	18	吉田豊	出
7	遠藤タミ子	出	19	高橋康弘	出
8	丹波賢太郎	出	20	高橋正也	出
9	小笠原夏子	出	21	佐藤真志子	出
10	吉田和儀	出	22		欠
11	近江清廣	出	23	齊藤龍平	出
12	佐々木秀一	出	24	飯野正和	出

当日の欠席委員

1番 平良木 保 委員
 22番 千葉 肇 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	高	橋	英	樹
	事務局長代理兼総務係長	塩	田	正	秋
	農地振興係長	佐	藤	正	人
	総務係副主査	鈴	木	郁	哉
	農地振興係主査	片	野	松	浩
	農地振興係副主査	佐	藤	夏	美
増田地域局					
平鹿地域局	農委事務局主査	佐	藤	雅	彦
雄物川地域局	農委事務局主査	齊	藤	勇	人
大森地域局	農委事務局主査	柴	田	正	之
十文字地域局	農委事務局主査	高	橋	美	紀子
山内地域局	農委事務局主査	藤	田		潤
大雄地域局	農委事務局主査	照	井	理	香

議長

本日の出席者数は 22 名であります。
横手市農業委員会総会会議規則第 11 条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 5 回横手市農業委員会総会を開会いたします。

日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第 22 条第 2 項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より
9 番 小笠原 夏子 委員
10 番 吉田 和儀 委員
の両名を指名いたします。

日程 2、議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書 2 ページになります。申請案件は 11 件です。

「1 番」から「4 番」は平鹿地域局管内から、「1 番」から「4 番」は買受けによる規模拡大です。

3 ページになります。

「5 番、6 番」は雄物川地域局管内から、「5 番」は借入地の贈与による規模拡大です。「6 番」は 6 月総会で秋田県農業公社が買い入れた農地を同公社による売買事業、分割払い型で貸し付けるための使用収益権設定です。

「7 番」は十文字地域局管内から、「7 番」は借入地の買受による規模拡大です。

4 ページに跨ります。

「8 番、9 番」は山内地域局管内から、「8 番、9 番」は買受による規模拡大です。

「10 番、11 番」は大雄地域局管内から、「10 番、11 番」は自作地相互の交換です。

以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 31 番から 41 番に記載されているとおり、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長	<p>特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 19 号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 19 号」については許可することに決定いたします。</p> <p>日程 3、議案第 20 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明します。議案書 6 ページをご覧ください。本案件は 3 件です。</p> <p>「1 番」は横手地域局管内からのものです。農地区分は、おおむね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第 1 種農地」と判断します。</p> <p>事業概要は、申請人は平成 10 年に設立された農事組合法人で、組合員の農業に係る共同利用施設の設置及び農作業の共同化に関する事業、農業の経営を行っていますが、農作業の受託等受注も年々増加していることから、農産物の集荷及び出荷施設、並びに農業機械置場の確保を必要としており、この度申請地について、農業機械 7 台程度の置場、ビニールハウス 1 棟、農業資材、具体的にはホールクロープサイレージ 500 個程度の置場とするため申請するものです。土地の選定にあたっては、現在の事業所の隣接地の自己所有地であることから、利便性、経済性が高く、また周辺に目的に適う土地がなかったため、申請地をやむなく選定したものです。</p> <p>土地概要は、JR 奥羽本線後三年駅から南に約 700m にある農地で、地目は登記も現況も「田」となっております。隣接地の状況は、北側は農地、西側は水路を介して県道、南側は既存の農業用施設用地、東側は水路を介して市道となっております。</p> <p>資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで残高証明書により確認済みです。</p> <p>排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は申請地南側に側溝を設置し、西側及び東側にある水路に放流させる計画です。</p> <p>被害防除は、盛土高 1m、土量 2,730 m³ の良質土材を使用した盛土を行った上に、RC-40 の砂利を高さ 10cm 敷設します。法面は 1 割 5 分勾配とし、締固めしたうえ張芝による法面保護をすることにより、隣接水路及び農地に土砂の流出が生じないように配慮するとのことです。</p> <p>意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より同意する旨の意見書が出</p>

されております。

その他、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項の規定による横手農業振興地域整備計画の変更、いわゆる軽微変更について、令和3年6月3日付けで変更決定公告がされております。横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第7条の規定により、開発行為の協議がされております。また、県道金沢吉田柳田線との進入路設置については、道路法第24条に基づく承認がされております。また、進入路下の水路について、横手市から法定外公共財産の工事施行許可及び使用許可、秋田県南旭川水系土地改良区からは、管理施設使用許可書が出されております。

現地調査は、7月5日、佐藤省美委員、久米豊昭推進委員と事務局で実施しております。

本案件は、「第1種農地」であります。農業用施設の用に供するものであることから、農地法施行令第4条第1項第2号のイの規定の不許可の例外に該当するものと考えます。

「2番」も横手地域局管内からのものです。農地区分は、水道管、下水道管2種類が埋設されている道路であり、かつ、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設（県立横手清陵学院中学校・高等学校）、医療福祉施設（あべ内科クリニック）が存することから「第3種農地」と判断します。

事業概要は、申請人は現在、両親と同居しており、子供も成長し、手狭となったことから住宅の建築を検討しています。土地の選定にあたっては、現在の居住地に近く、市道等に隣接し学校や医療機関が近接していることを条件とし、農地以外の土地や第3種農地を探しましたが、周辺に目的に適う土地がなかったため、申請地をやむなく選定したものです。

土地概要は、秋田県立横手清陵学院中学校・高等学校から北に約200mにある農地で、地目は登記も現況も「田」となっております。隣接地の状況は、北側、東側、南側は自己所有農地、西側隣接地については横手市が買収した公衆用道路用地となっております。

資金計画は、自己資金及び借入金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書及び住宅ローン事前審査結果回答書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道に排水し、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成はなく、緩衝地を設け、周囲に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外となっているため、ありません。

その他、西側の市道からの進入路については、すでに横手市により設置されており、道路法第24条の規定による手続き等は不要な旨確認をしております。

現地調査は、7月5日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

「3番」は平鹿地域局管内からのものです。農地区分は、宅地と市道に囲まれた狭隘な農地であり、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であることから「第2種農地」と判断します。

事業概要は、申請人は水稲1ha、果樹（りんご、なし）50aを栽培、

事務局

経営しておりますが、現在、農業用倉庫がなく、りんご箱の保管や選果作業を屋外で行っております。作業効率や果樹の品質管理等を改善するために、申請地に農業用倉庫の建築を検討しています。土地の選定にあつたては、自宅に隣接している自己所有地であり、道路からの進入も容易であるため、適地としてやむなく選定したものです。

土地概要は、JR 奥羽本線醜醐駅から東に約 2 km にある農地で、地目は登記も現況も「畑」となっております。隣接地の状況は、北側、東側は申請人所有の宅地、西側は水路を介して隣家の宅地、南側は市道となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、預金通帳の写しにより確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成はなく、緩衝地を設け、周辺に影響がないように配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

現地調査は、7 月 6 日、佐藤勇委員と事務局で実施しております。

本案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条第 1 項の規定による横手農業振興地域整備計画の変更、いわゆる軽微変更について、令和 3 年 6 月 16 日付けで変更決定公告がされております。

「第 2 種農地」は、事業の目的を達成できる同規模の農地以外の土地や第 3 種農地など、申請地に代わる土地が周辺にある場合には許可することができませんが、この度の申請は農業用施設の用に供するものであることから、農地法施行令第 4 条第 2 項による第 2 種農地の例外許可事由における、第 1 種農地の例外許可事由のうちの一部である農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イの規定に該当し、不許可の例外に該当するものと考えます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 20 号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 20 号」については許可することに決定い

議長

たします。

日程 4、議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 12 ページをお開き下さい。「1 番」は横手地域局管内から、農地区分は、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域にある農地であることから「第 3 種農地」と判断します。

事業概要は、譲受人は会社役員をしておりますが、横手駅西地区の駐車場利用の需要が多い場所で、今般、申請地を貸駐車場とするため申請するものです。

土地概要は、横手駅より南に約 460m に位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側、西側、南側は宅地、東側は市道となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土は行わず、周辺と同じ高さへの整地のみを行い、周囲に農地は無く駐車場としての利用のため影響は無いものと考えます。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

その他、横手都市計画事業三枚橋地区土地区画整理事業施行条例第 4 条の規定により、事業の範囲は、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する事業の範囲であること、また、申請地に係る従前地と仮換地の関係について、横手市からの証明書により確認をしております。

現地調査は、7 月 6 日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。

「2 番」も横手地域局管内からのものです。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内であることから「第 3 種農地」と判断されます。準工業地域となっております。

事業概要は、譲受人は、土木、建築、舗装、上下水道工事の設計施工、管理及び請負及び不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理を主に行う株式会社で、今般、新たに申請地で宅地分譲を行うため、申請するものです。

土地概要は、市役所条里南庁舎より北に約 700m に位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側、東側、南側は市道、西側は宅地となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道を整備し接続を予定しており、雨水排水は道路側溝を整備し水路放流させる計画です。

被害防除は、盛土・造成は行いませんが、住宅が建築された際は緩衝地を設け建物の高さを加減し、周囲に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区管轄外のためありません。

その他としまして、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第7条の規定により、開発行為について協議がされております。

現地調査は、7月6日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。

本案件は、農地法施行規則第47条第5号の規定により、宅地の造成のみを目的とした転用は、一般に転用目的としては適当でないとして許可しないこととされておりますが、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域において行う宅地分譲は、農地法施行規則第57条第5項但し書きのへの規定により例外的に許可することが認められております。

続いて14ページとなります。「3番」も横手地域局管内からです。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内であることから「第3種農地」と判断します。種別としては、第二種中高層住居専用地域となっております。

事業概要は、譲受人は同地区で住宅賃貸事業を行っているが、昨今の大雪に対応するため、堆雪場所として南側に宅地を拡張するものです。

土地概要は、横手市役所条里南庁舎より南に約370mに位置しており、地目は登記、現況ともに「田」となっております。隣接地の状況は、北側は既存の賃貸住宅地、西側は市道、南側は宅地分譲住宅地、東側は水路となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土は15cmの表土剥ぎ取りを行った上に35cmの良質土56m³の盛土を行い、北側には隣地既存のL型擁壁、南側は宅地分譲地側設置のコンクリートブロック、西側市道境界及び東側水路境界は法面の保護をし、土砂の流出等が生じないように配慮するとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より差し支えない旨の意見書が出されております。

その他としまして、令和元年11月総会に上程した、北側隣接地の5条許可申請に係る開発行為の追加となります。そのため、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第7条により、開発行為について協議がされております。

現地調査は、7月6日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。

「4番」も横手地域局管内からです。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内であることから「第3種農地」と判断します。種別としては、第一種低層住居専用地域となっております。

事業概要は、譲受人は不動産管理業、不動産賃貸業、宅地建物取引業を行っている株式会社で、申請地の近隣には、高等学校や、医薬品卸会社などの事業所、また七日市公園などがあり、人の流入がある地域にも関わらず駐車場が少ないため、この度申請地に貸駐車場（13台分）を整備するものです。

土地概要は、県立横手高等学校から北西に約200mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側、西側は農地、南側は一部が農地、一部が宅地、東側は譲渡人所有の宅地

となっており、この部分が南側に位置する市道からの進入路となります。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成は行いませんが、周囲に影響がないよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

その他としまして、売買価格については契約書にて確認しております。

現地調査は、7月5日、佐藤省美委員と久米豊昭推進委員と事務局で実施しております。

続いて16ページです。「5番」も横手地域局管内からです。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内であることから「第3種農地」と判断します。種別としては、第一種低層住居専用地域となります。

事業概要は、譲受人は不動産の管理、売買等を行っている株式会社であり、コロナ禍で郊外移住ニーズもあるため、申請地を住宅用地として整備するものです。

土地概要は、県立横手高等学校から北西に約170mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は携帯基地局用宅地、東側は宅地、西側は携帯基地局へ通じる通路となっており、先程の4番案件の貸駐車場予定地の譲渡人所有の宅地です。南側は市道となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成は行わず、緩衝地を設けることで周囲に影響がないよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外となっており、ありません。

その他、売買価格については契約書にて確認しております。

現地調査は、7月5日、佐藤省美委員と久米豊昭推進委員と事務局で実施しております。

本案件は、宅地の造成のみを目的としておりますが、都市計画用途地域において住宅の用に供される土地を造成するものであり、農地法施行規則第57条第5項但し書きのへの規定に該当しているものと考えます。

「6番」も横手地域局管内からのものです。農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断します。

事業概要は、借受人は現在実家住まいしており、この度独立のため、実家が近く集落内にある申請地に住宅を建築するものです。

土地概要は、秋田県雄物川筋土地改良区から南東に約940mにある農地で、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は貸渡人所有の宅地、この宅地を介して北側市道からの進入口としております。西側は隣家の宅地、南側は水路を介して一部が農道、一部

が農地、東側は法定外公共財産の道路となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの預かり資産通知書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置し排水、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成は行わず、緩衝地を設けることで周囲に影響がないよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

現地調査は、7月5日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

本案件は、農地区分が「第2種農地」であります。住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、申請地の周辺の農地以外の土地や第3種農地を探しましたが適地がなく、申請地に代えて当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められず、また、第1種農地の不許可の例外である農地法施行規則第33条第4号の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しているものと考えます。

続いて18ページです。「7番」も横手地域局管内からのものです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断します。

事業概要は、譲受人は夫婦であり、現在、夫方の実家に住んでおりますが、親元から独立転居のため住宅の建築を検討しています。土地の選定にあたっては、現在の居住地に近く、県道や国道に近接していることを条件とし、農地以外の土地や第3種農地を探しましたが、周辺に目的に適う土地がなかったため、申請地をやむなく選定したものです。

土地概要は、横手市総合交流施設金沢孔城館から南に約1.8kmにある農地で、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は水路を介して一部が国道13号線、一部が宅地、東側、西側は譲渡人所有の農地、南側は市道となっております。

資金計画は、全額金融機関からの借入となっており、住宅ローン事前審査結果回答書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水排水は自然流下により処理することとしております。

被害防除は、一部盛土高10cm～20cm、土量75m³を行います。法面を保護することにより土砂の流出が生じないようにし、また緩衝地を設けることで周囲に影響がないよう配慮するとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より同意する旨の意見書が出されております。

現地調査は、7月5日、佐藤省美委員及び久米豊昭推進委員と事務局で実施しております。

本案件は、「第1種農地」であります。住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外（「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は必要な施設で集落に接続して設置されるもの」）に該当するものと考えます。

「8番」は雄物川地域局管内からのものです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断します。

事業概要は、譲受人は申請地隣接において製造業を営む株式会社であり週2～3回、大型車2～3台による資材搬入及び出荷搬出がありますが、事業所敷地に大型車の待機場がなく、搬入搬出に支障をきたしています。現在の駐車場は社員の駐車場で埋まっているため、駐車場南側にある申請地に大型車の待機場を必要としたものであります。また現在も社員について募集をしており、社員の駐車台数も増加傾向にあります。また、駐車場における冬期間の堆雪置場がなく、苦慮しております。このような理由から、申請地に駐車場の整備をするため、申請するものです。

土地概要は、県立雄物川高等学校から南西に約1.5kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は既存事業地、西側は農道を挟んで既存事業地、南側は農地、東側は水路を介して農道となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は敷地北側の設置済み側溝から油分離槽を経由して、東側にある水路に放流させる計画です。

被害防除は、盛土は15cmの表土剥ぎ取りをした上で盛土高1m、土量760m³の盛土を行ったうえ、路盤35cmは再生クラッシャーランRC-40を敷設し、表層は5cmのアスファルト舗装を行います。法面は1割5分勾配にし、締め固めのうえで張芝にて保護をし、隣接水路及び農地へ土砂の流出等がないよう配慮するとのことです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区より同意する旨の意見書が出されております。

その他、昨年7月総会議案となりました申請地北側の開発の追加となることから、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第7条の規定による開発行為について、協議がされております。

現地調査は、6月29日、近江清廣委員及び木村由美子委員と事務局で実施しております。

本案件は、申請地は、農地区分が「第1種農地」であります。既存の施設の拡張であり、拡張にかかる部分の敷地面積(747m²)が既存の施設の敷地面積(5,229.91m²)の2分の1(2,614.95m²)を超えないものであることから、農地法施行規則第35条第5号の規定により、不許可の例外に該当するものと考えます。

続いて最後、20ページとなります。「9番」は十文字地域局管内からです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地であることから「第1種農地」と判断されます。

事業概要は、借受人は農業経営と農畜産物の栽培管理、収穫調整、販売を主に行うことを目的に令和3年1月6日付けで設立された農事組合法人で、この度収穫調整施設としての農作業場(5間×10間パイプ作業舎)1棟、農業機械の格納庫(5間×10間パイプ格納庫)1棟の建築、支柱約20,000本、単管パイプ約1,300本などの農業資材置場の整備を必要

事務局

とし、申請地を申請するものであります。土地の選定にあたっては、現在の栽培地に隣接しているため作業上の動線が良く、コストパフォーマンスにも優れていることから、申請地をやむなく選定したものです。

土地概要は、十文字インターチェンジから西に約 6.3 kmにある農地で、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は水路を介して市道、西側、南側は貸渡人所有の農地、東側は水路を介して貸渡人所有の農地となっております。

資金計画は、金融機関からの借入金と国・県・市からの補助金で対応するとのことで、金融機関受付印のある制度資金借入申込書及び横手市からの補助金割当内示書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させるとのことです。

被害防除は、盛土は進入路部分のみを行い、盛土高 40 cm、土量 9 m³の計画で、法面保護をし、土砂の流出が無いようにします。なお表層部の内訳については、乗入れ部分から中心にかけてアスファルト舗装面積 439 m²、コンクリート打設部分 2 か所、面積 486 m²、ほか敷砂利部分面積 344.5 m²の計画となっております。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区より同意する旨の意見書が出されております。

その他、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第 7 条の規定により、開発行為について協議がされております。また、進入路の設置について、道路法第 24 条の規定により、横手市から道路工事施行承認書が出されております。

現地調査は、7 月 2 日、佐藤真志子委員及と事務局で実施しております。

本案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条第 1 項による横手農業振興地域整備計画の変更いわゆる軽微変更について、令和 3 年 4 月 20 日付けで変更決定公告がされております。

「第 1 種農地」であります。農業用施設の用に供するものであることから、農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号のイの規定の不許可の例外に該当するものと考えます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いいたします。

(特になし)

議長

特になさいますので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

4 番

案件の「4 番」と「5 番」ですけれども、売買価格が非常に安い価格となっておりますが、差しさわりの無い範囲でご説明願います。

事務局

その点につきましては、先ほどもお伝えしましたけれども、売買契約

事務局	書を取り寄せて確認したところ、議案書に記載した金額となっております。
4 番	譲渡人と譲受人は知り合いとか身内でしょうか。
事務局	譲受人の会社と譲渡人との関係については、確認しておりません。双方の利害が一致しての価格と思われます。
4 番	分かりました。
議長	ほかにご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 21 号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 21 号」については許可することに決定いたします。 日程 5、議案第 22 号「農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。 私の議事参与案件により、議長を齊藤会長職務代理者と交代します。暫時休憩します。 (暫時休憩) (会長は委員席へ、齊藤会長職務代理者は議長席へ移動) (齊藤会長職務代理者が議長となり進行)
議長	会議を再開いたします。 はじめに「整理番号 887 番」は、議席番号 24 番 飯野正和委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。 (議席番号 24 番 飯野正和委員 一時退席)
議長	「整理番号 887 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 32 ページになります。 利用権設定になります。「整理番号 887 番」につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、7 月 16 日付で農用地利用集積計画公告に

事務局	<p>より農家に貸し付ける予定となっております。</p> <p>本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 887 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「整理番号 887 番」については、承認することいたします。</p> <p>退席者の入場を認めます。</p> <p>(議席番号 24 番 飯野正和委員 着席)</p>
議長	<p>ここで、議長を会長と交代いたします。暫時休憩します。</p> <p>(暫時休憩)</p> <p>(齊藤会長職務代理者は委員席へ、会長は議長席へ移動)</p> <p>(会長が議長となり進行)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>次に「整理番号 894 番」は、議席番号 15 番 高橋尚也委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(議席番号 15 番 高橋尚也委員 一時退席)</p>
議長	<p>「整理番号 894 番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 32 ページになります。</p> <p>「整理番号 894 番」につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、7 月 16 日付で農用地利用集積計画公告により農家に貸し付ける予定となっております。</p> <p>本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 894 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「整理番号 894 番」については、承認することにいたします。</p> <p>退席者の入場を認めます。</p> <p>(議席番号 15 番 高橋尚也委員 着席)</p>
議長	<p>次に「整理番号 906 番」は、議席番号 14 番 伊藤亨委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(議席番号 14 番 伊藤亨委員 一時退席)</p>
議長	<p>「整理番号 906 番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 34 ページになります。</p> <p>「整理番号 906 番」につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、7 月 16 日付で農用地利用集積計画公告により農家に貸し付ける予定となっております。</p> <p>本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 906 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「整理番号 906 番」については、承認することにいたします。</p>

議長

退席者の入場を認めます。

(議席番号 15 番 伊藤亨委員 着席)

議長

次に、議事参与案件を除く「整理番号 821 番」から「整理番号 909 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 24 ページになります。はじめに所有権移転になります。

「整理番号 821 番」の 1 件につきましては、秋田県農業公社が買い入れるもので、令和 3 年 8 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。

「整理番号 822 番」の 1 件につきましては、秋田県農業公社から農家が買い入れるものです。

続きまして利用権設定です。議案書 25 ページになります。

「整理番号 823 番」から議案書 26 ページの「839 番」までの 17 件につきましては、内訳としまして、新規設定が 2 件、再設定が 15 件となっております。

議案書 26 ページの「整理番号 840 番」から議案書 34 ページの「整理番号 909 番」までの議事参与案件を除く 67 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、7 月 16 日付で農用地利用集積計画公告により農家に貸し付ける予定となっております。

相続人代表による設定については、それぞれ必要な人数の同意を得ていることを確認しております。

本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与案件を除く「整理番号 821 番」から「整理番号 909 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く「整理番号 821 番」から「整理番号 909 番」については、承認することにいたします。

以上をもって、「議案第 22 号」については「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

日程 6、議案第 23 号「非農地証明願いに対する証明申請について」を上程します。

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書 36 ページになります。申請案件は 3 件です。

「1 番」は横手地域局管内から、申請地は、市立栄小学校から南東へ約 1.4km先に位置する土地で、昭和 60 年頃まで果樹畑として土地所有者である願出人が利用しておりました。果樹農家の廃業に伴い、伐採伐根をした後は、周囲を木に囲まれた傾斜地ということもあり耕作不便のため、他の作物の栽培には利用されず原野化しています。

申請地の北側、南側は山林、東側、西側は原野となっており、周辺の状態を考慮しますと今後も農地に復元し耕作するには困難と判断されます。

現地調査は、6 月 30 日に堀江一彦委員、高瀬俊作委員、高橋馨推進委員と事務局で行っております。

「2 番」は平鹿地域局管内から、申請地は、平鹿野球場から北西へ 200 mに位置する土地で、土地所有者である願出人が昭和 60 年に相続しましたが、狭隘な土地であることに加え、所有者が市外に在住していたため通作不便により原野化しています。

申請地の北側は市道を挟んで農地、西側は水路、東側、南側は原野となっており、周辺の状態を考慮しますと今後も農地に復元し耕作するには困難と判断されます。

現地調査は、7 月 1 日に菅原一太郎委員、佐藤勇委員、武藤吉喜推進委員と事務局で行っております。

38 ページになります。「3 番」は大森地域局管内から、申請地は、川西公民館から北西へ 2.5 k m先に位置する土地で、山間の沢添いに位置する土地で耕作不便のため、昭和 55 年頃から作付けしておらず原野化しています。

申請地の北側は原野、西側は道路を介して山林、東側は水路を介して山林、南側は山林となっており、周辺の状態を考慮しますと今後も農地に復元し耕作するには困難と判断されます。

現地調査は、6 月 18 日に佐藤仁委員、伊藤英幸推進委員、佐々木薫推進委員と事務局で行っております。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 23 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 23 号」については、承認することに決定いたします。

日程 7、報告第 5 号「農地の転用事実に関する調査結果について」を上程します。

事務局の報告を求めます。

事務局

それではご報告します。41 ページをご覧ください。報告案件は 4 件です。

「1 番」は横手地域局管内からのものです。照会地は、横手警察署から西に約 260m に位置しております。

土地状況は、申請人が昭和 62 年に亡き父より贈与を受けた土地であります。翌年の昭和 63 年に父親が建物を建築し、現在に至っているものです。農業委員会の許可が必要なことを知らずに建ててしまったものと思われるとのことでもあります。隣接地の状況ですが、北側、西側、南側は宅地、東側は市道となっております。照会地は、現在も農地としての利用は困難であり、よって、「非農地」と判断します。

現地調査は、6 月 14 日、高橋尚也委員、佐々木由紀子委員、高橋馨推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、6 月 23 日付けで記載のとおり報告しております。

「2 番」も横手地域局管内からのものです。照会地は、黒川公民館から南に約 1.3 km に位置しております。

土地状況は、申請人の亡き父が昭和 40 年頃に住宅を建築した際に住宅入り口付近にある照会地を敷地として利用し、現在に至っているものです。農業委員会の許可が必要なことを知らずに利用してしまったと思われるとのことでもあります。隣接地の状況ですが、北側は市道、西側、南側、東側は宅地となっております。照会地は現在も農地としての利用は困難な状態にあり、よって、「非農地」と判断します。

現地調査は、6 月 14 日、高橋尚也委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、6 月 23 日付けで記載のとおり報告しております。

「3 番」は大森地域局管内からのものです。照会地は、大森小学校から東に約 100m に位置しております。

土地状況は、昭和 9 年に申請人の亡き祖父が作業小屋を建築して使用してきましたが、今年の大雪により破損したため、5 月に解体して更地となっております。隣接地の状況ですが、北側は市道、東側・西側は宅地、南側は農地となっております。照会地は現在、砂利敷の更地状態のため農地としての利用は困難な状態であり、よって、「非農地」と判断します。なお、この照会につきましては、法務局において何らかの原因により当初から地目を誤って認定していたものであり、地目変更の日付について、通常でありますと年月日不詳等の記載になりますが、「錯誤」という記載になっているとのことです。

事務局

現地調査は、6月18日、遠藤タミ子委員、佐々木薫推進委員、伊藤英幸推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、6月21日付けで記載のとおり報告しております。

「4番」は、大雄地域局管内からのものです。照会地は、横手市役所大雄地域局から北西に約1kmに位置しております。

土地状況は、平成7年4月頃に県道バイパス工事に伴い耕作不便な土地になったため、碎石等で盛土し、農機具置場として利用し、現在に至っております。農業委員会の許可が必要なことを知らずに誠に申し訳ありませんでしたとの弁明書が出されております。隣接地の状況ですが、北側は県道、西側は宅地と市道、南側は市道、東側は水路を介して申請人の農地となっております。照会地は現在農地としての利用は困難な状態にあり、よって、「非農地」と判断します。

現地調査は、6月25日、佐々木秀一委員、小松高義推進委員、戸田賢隆推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、6月28日付けで記載のとおり報告しております。以上でございます。

議長

事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第5号」の報告を終わります。

以上をもちまして、第5回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(11時2分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和3年7月15日

議 長 飯野 正和 _____

署名委員 小笠原 夏子 _____

署名委員 吉田 和儀 _____